

○福岡都市圏南部環境事業組合議会申し合わせ

〔平成18年7月4日 確認〕
議会申し合わせ第1号

平成30年8月20日 改正

福岡都市圏南部環境事業組合（以下「組合」という。）議会の正副議長及び組合議員のうちから選出する監査委員（以下「議員選出監査委員」という。）の任期及び選任方法について、次のとおり申し合わせる。

（議長及び副議長の任期）

第1 議長及び副議長の任期は、組規約（平成18年18地第352号許可）第7条第3項の規定及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第103条の規定に関わらず、就任の日の属する年に2年を加算した年の8月定例議会までとする。

（議長及び副議長の任期中途における交代措置）

第2 議長及び副議長の任期中途において、組規約第6条第1項の規定による組合議員としての任期が満了したときは、任期満了となった組合議員が属していた関係市の議会において選挙された組合議員が引き継ぐものとし、任期は前任者の残任期間とする。

また、欠員となった場合も同様とする。

（平成30年8月20日 改正）

（議員選出監査委員の任期）

第3 議員選出監査委員の任期は、組規約第12条第3項の規定及び地方自治法第197条の規定に関わらず、就任の日の属する年に2年を加算した年の8月定例議会までとする。

（議員選出監査委員の任期中途における交代措置）

第4 議員選出監査委員の任期中途において、組規約第6条第1項の規定による組合議員としての任期が満了したときは、任期満了となった組合議員が属していた関係市の議会において選挙された組合議員が引き継ぐものとし、任期は前任者の残任期間とする。

また、欠員となった場合も同様とする。

（平成30年8月20日 改正）

（議長、副議長の選出）

第5 議長及び副議長は、関係市の議会からそれぞれ選出された議員のうち、別表1の順位により選出するものとする。

（平成30年8月20日 改正）

(監査委員の選出)

第6 監査委員は、構成団体議会からそれぞれ選出された議員のうち、別表2の順位により選出するものとする。

(適用)

第7 平成18年8月4日から適用する。

別表1 (第5関係)

順位	1	2	3	4	5
議長	那珂川市	福岡市	春日市	大野城市	太宰府市
副議長	福岡市	春日市	大野城市	太宰府市	那珂川市

(平成30年8月20日 改正)

別表2 (第6関係)

順位	1	2	3	4	5
監査委員	春日市	大野城市	太宰府市	那珂川市	福岡市

(平成30年8月20日 改正)